

知的財産戦略本部の運営について（案）

平成 15 年 3 月 19 日

知的財産戦略本部決定

知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）第 4 条の規定に基づき、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1 本部会合への参加者について

内閣官房副長官（3 名）を本部会合に毎回参加させることとする。

2 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

3 配付資料の公開について

本部会合で配付された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。